

(宛先) 大田区長

## 出生前の保育所利用申込みに関する同意書

- 1 令和6年4月入所申込みのみ出産予定での申し込みが可能です。  
 医師もしくは助産師から告げられている出産予定日は令和 年 月 日です。  
 希望する保育園の受け入れ開始月齢に達しない場合は、「保育所入所等申込取下届」を提出し、令和6年4月入所申請について取り下げます。  
 以下の出産日以降は受け入れ開始月齢に達しません。

受入れ開始月(日)齢	出産日
43日園	令和6年2月19日以降 (令和6年2月18日まで受入れ可)
57日園	令和6年2月5日以降 (令和6年2月4日まで受入れ可)
3か月	令和6年1月2日以降 (令和6年1月1日まで受入れ可)
4か月	令和5年12月2日以降 (令和5年12月1日まで受入れ可)

- 2 内定が出ていた場合でも、受け入れ開始月齢に達していなければ、内定取消しとなります。また、43日園などの開始月齢が低い保育園を希望していた場合でも再度選考は行いません。
- 3 出産後、翌日（閉庁日にあたる場合は翌開庁日）に保育サービス課に出産日と母子の状況について連絡します。出生後14日以内に出生届の提出及び住民登録手続きを完了した後、保育サービス課へ「教育・保育給付認定申請書」・「お子様の健康状況申告書」を提出します。
- 4 出生児が4月1日までに集団保育が困難と医師等により判断された場合、速やかに内定した保育園の辞退届を提出します。
- 5 兄弟姉妹と同時申込をしている場合、出生児で上記2の内定取消しや申込みを取下げた際には、利用調整指数が変更となり、兄弟姉妹の内定が取消しとなる可能性があります。

上記の確認事項を理解し同意いたします。

令和 年 月 日

第1希望保育園 \_\_\_\_\_

住所 大田区 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_